

平成30年 第4回

士幌町議会定例会議案

平成30年12月14日

- 議案第1号 副町長の選任について
議案第2号 指定管理者の指定について
議案第3号 北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
議案第4号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
議案第5号 士幌町農畜産物加工研修施設設置条例案
議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第8号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第9号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案
議案第11号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第12号 平成30年度士幌町一般会計補正予算(第6号)
議案第13号 平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第14号 平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第15号 平成30年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第16号 平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
議案第17号 平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第18号 平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第19号 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月14日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

副町長の選任について

士幌町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌 200 番地 28

氏 名 柴田 敏之

昭和 31 年 8 月 19 日生

説 明

地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第2号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町学習体験の里
士幌町国産材展示施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東6条2丁目1番地
株式会社佐藤土建
代表取締役 中 村 将
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

説 明

士幌町学習体験の里（士幌高原ヌプカの里）及び士幌町国産材展示施設（士幌高原ヌプカの里ニイ・ピリカ・チセ）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第24条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第3号

北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、北十勝介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

平成30年12月14日提出

士幌町長 小林 康雄

北十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

北十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第4条第1項中「委員は」の次に「、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから」を加え、同条第3項中「36人」を「40人」に改める。

第9条を第16条とし、第8条を第15条とし、第7条を第14条とする。

第6条中「関係町長」の次に「（音更町長を除く。第15条において同じ。）」を加え、同条を第13条とする。

第5条第2項中「関係町」の次に「（音更町を除く。）」を加え、同条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第6条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長は、委員のうちから副会長を指名する。

5 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(判定委員会)

第8条 審査会に、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する判定委員会を置き、審査及び判定の案件を取り扱う。

2 判定委員会の数は、8とし、その委員の定数は、5人とする。

3 判定委員会に、委員長及び副委員長を置き、当該判定委員会の委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、判定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(判定委員会の会議)

第9条 判定委員会は、委員長が招集し、当該判定委員会の委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 判定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 審査会において特別な定めをした場合のほかは、判定委員会の議決をもって審査会の議決とする。

(意見の聴取)

第10条 判定委員会は、必要に応じて、認定調査員及び主治医意見書を作成した医師等に出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第11条 判定委員会は、非公開とする。

2 委員は、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

北十勝介護認定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第4号

十勝圏複合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合理約を次のとおり変更する。

平成30年12月14日提出

士幌町長 小林 康 雄

十勝圏複合事務組合理約の一部を変更する規約

十勝圏複合事務組合理約の一部を次のように変更する。

第3条中「次に掲げる」を「次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる」に改め、同条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中、「音更町」の次に「、清水町」を「豊頃町」の次に「、本別町、足寄町、陸別町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

十勝圏複合事務組合理約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第5号

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例案

士幌町農畜産物加工研修施設設置条例 (設置)

第1条 農畜産物の有効利用により、地域住民の生活向上と地域産業の振興を図るため、新たな食育の場を創造し、又は農畜産物の付加価値を高めるために必要な加工技術の実践研修や特産品の研究開発を行うことを目的として、士幌町農畜産物加工研修施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町農畜産物加工研修施設
 - (2) 位置 士幌町字士幌西2線147番地
- (事業)

第3条 施設は、第1条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食品加工の研修及び体験に関する事業
- (2) 食品加工技術の普及啓蒙に関する事業
- (3) 町の特産品の研究開発に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設（設備及び物品を含む。）の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (5) 町民の食育の推進に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために町長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第6条 施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後4時まで

(2) 休館日

ア 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月30日から翌年1月6日までの日（アに該当する日は除く。）

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 災害が発生したとき又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(3) 営業を目的とする使用と認められるとき。

(4) 施設の建物、附属設備若しくはその他の物件を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(5) 他の利用者に悪影響を及ぼすと認められるとき。

(6) 土幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理又は公益上不適当と認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第9条 指定管理者は、施設の利用者の遵守事項を定め、施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜指示をすることができる。

(利用の条件の変更、利用の停止及び許可の取消し)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可に係る利用

の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が第7条第2項の条件又は前条の遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第7条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 利用者が不正の手段によって利用の許可を受けたとき。

(4) 公益上又は施設運営上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第11条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に次に掲げる利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(1) 基本利用料金 1人1日当たり540円(11月から翌年3月までの期間にあっては648円)

(2) 加工室等の利用料金 別表に定める上限額以下で指定管理者が定める額

2 前項の規定にかかわらず、本町の住民が利用する場合における同項第1号の利用料金は、当分の間、当該利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 指定管理者は、第1項第2号の利用料金の額を定める場合は、町長に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の支払)

第12条 利用者は、施設の利用終了後、前条に掲げる利用料金を、指定管理者が定める納期限までに、指定管理者に支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公共又は公共的な利用の場合及びその他町長が特に必要があると認める場合は、町長が別に定めるところにより利用料金を減免することができる。

(利用の休止)

第14条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の許可を得て、施設の利用を一時休止することができる。

(特別の設備等の許可)

第15条 利用者は、利用上特別の設備をしようとするとき、又は既設のものに変更を加え、若しくは特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設の設備を原状に回

復しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 利用者は、故意又は自己の責めに帰すべき過失により施設の建物、附属設備若しくはその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情によると認めるときは、この限りでない。

(利用者の責任)

第 18 条 施設の利用に起因する利用者の傷害又は損害については、全て利用者がその責任を負わなければならない。

(指定管理者による施設の原状変更)

第 19 条 指定管理者は、施設の改修、増設その他町長が別に定める原状変更を行おうとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(特許権の帰属)

第 20 条 施設の業務に携わる指定管理者の研究開発により生じた新しい技術、特許権、商標登録等については、全て指定管理者に帰属する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 7 条の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(士幌町特産物販売施設設置条例の廃止)

3 士幌町特産物販売施設設置条例（平成元年条例第 4 号）は、廃止する。

(士幌町食品加工研修センター設置条例の廃止)

4 士幌町食品加工研修センター設置条例（平成 27 年条例第 10 号）は、廃止する。

別表（第 11 条関係）

加工室等の区分	利用料金の上限額		
	半日利用 (午前 9 時から 正午まで)	半日利用 (午後 1 時から 午後 4 時まで)	1 日利用 (午前 9 時から 午後 4 時まで)
乳産ゾーン	1, 836 円	1, 836 円	3, 672 円
農産ゾーン	4, 806 円	4, 806 円	9, 612 円
畜産ゾーン	2, 052 円	2, 052 円	4, 104 円
パーティールーム	1, 620 円	1, 620 円	3, 240 円

備考 利用者のうち本町の住民が半数以上の場合の利用料金の上限額は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

説 明

士幌町農畜産物加工研修施設の建設に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定するものである。

議案第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「前条第1項」を「第12条の2第1項」に改める。

第14条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とするを「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とするに改める。

第15条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のとおり改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600

11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000

44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000

77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500	384,700		
103		297,800	345,900	385,100		
104		298,100	346,300	385,500		
105		298,300	346,800	385,800		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			

110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第14条及び第15条の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例)

- 2 平成30年12月に支給する勤末手当に限り改正後の条例第14条第2項第1号中「100分の130」を「100分の137.5」に、「100分の72.5」を「100分の80」に読み替えるものとする。

(勤勉手当に関する特例)

- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当に限り改正後の条例第15条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の45」を「100分の47.5」に読み替えるものとする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、期末・勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第7号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	175,000
2	225,000
3	275,000
4	325,000
5	374,000
6	422,000
7	472,000
8	533,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の人事院勧告に準じて給与改定をするため、条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
士幌町長等の給与等に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 月に支給する場合においては 100 分の 212.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当に関する特例）
- 2 平成 30 年 12 月に支給する期末手当に限り改正後の条例第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 232.5」に読み替えるものとする。
（給与の内払い）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、士幌町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第9号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の440」を「100分の445」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（報酬等の内払い）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなす。

説 明

一般職の職員の期末・勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、議会議員の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第10号

へき地保育所条例の一部を改正する条例案

へき地保育所条例の一部を改正する条例

へき地保育所条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表佐倉へき地保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

佐倉へき地保育所を廃止するため、条例を改正するものである。

議案第11号

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。」を「児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に限る。」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

保育所等訪問支援の事業を開始するため、条例を改正するものである。

